

安全装置等導入促進助成金交付要綱

平成18年 4月 1日制定

平成19年 3月29日改正

平成22年 3月26日改正

平成23年 3月29日改正

平成24年 5月11日改正

平成25年 3月22日改正

平成26年 3月19日改正

平成27年 3月20日改正

平成29年 5月12日改正

平成30年 3月20日改正

令和元年 5月14日改正

公益社団法人熊本県トラック協会

(目的)

第1条 この要綱は、公益社団法人熊本県トラック協会（以下「協会」という。）が行う、安全装置等（後方視野確認支援装置、側方視野確認支援装置、呼気吹込み式アルコールインターロック、IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器、後付け衝突防止補助装置）装着に対する助成金（以下「助成金」という。）の交付に関して、必要な事項を定め、適正かつ円滑に事業を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

「安全装置等」（以下「装置」という。）とは、後方視野確認の支援装置であり、次の機能を全て有するものに限る。

なお、装置の装着にあたっては、道路運送車両の保安基準に抵触しないことを条件とする。

① 後退時の後方視野が確保できること。

② 運行時（前進も含む）において後方視野が確保できること。

2 側方視野確認支援装置のカメラ装着位置は、車両の左側方とし、道路運送車両の保安基準に抵触しないことを条件とする。

3 呼気吹込み式アルコールインターロックは国土交通省の技術指針に適合しているものとする。

4 IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器は、安全性優良事業所（Gマーク認定事業所）が導入した場合に限り、助成対象とする。

5 後付け衝突防止補助装置は、国土交通省に認定された、「運行中における運転者の疲労状態を測定する機器」に限り、助成対象とする。

(助成対象車両)

第3条 助成の対象は、原則として装置を新たに導入して装着を行う会員事業者に所属する営業用（緑ナンバー）自動車とする。

2 一事業者につき3台までとする。

3 側方視野確認支援装置については、車両総重量7.5t以上の車両の左側に側方カメラを装着した場合に限り、助成対象とする。

4 後付け衝突防止補助装置は、前項1～3項までの装置とは別に、一事業者につき5台までとする。

(対象期間)

第4条 毎事業年度4月1日から翌年2月末日までに装置を購入し、支払いが終了したものを対象とし、2月末日までに助成金交付請求書を協会に提出するものとする。(予算枠に達した場合はその時点まで)

(助成金の交付額)

第5条 前条の助成金の交付額は、新たに装置を装着する会員事業者に対して車両1台につき対象装置ごとに機器の取得価格総額の1/2(上限30,000円)とし、取付工賃及び消費税は取得価格に含まないものとする。但し、国等の補助金及び助成金の合計が装置の価格を超えない範囲で実施する。

なお、後方視野確認支援装置及び側方視野確認支援装置については、次のとおりとする。

(1) 後方視野確認支援装置

後方視野確認支援装置は、モニターと後方カメラを同時に導入した場合に限り、車両1台につきモニターと後方カメラの取得価格総額の1/2(上限30,000円)を助成する。モニター単体又はカメラ単体による導入の場合は助成対象としない。

(2) 側方視野確認支援装置

① 既に後方視野確認支援装置(モニター+後方カメラ)を導入している車両に、新たに側方視野確認支援装置を後付装着する場合は、車両1台につき側方カメラの取得価格総額の1/2(上限30,000円)を助成する。

② 新たに側方視野確認支援装置のみを導入した場合(モニター+左側方カメラ1台)は、車両1台につきモニターと側方カメラの取得価格総額の1/2(上限30,000円)を助成する。モニター単体又はカメラ単体による導入の場合は助成対象としない。

③ 新たに後方視野確認支援装置、側方視野確認支援装置を同時導入した場合(モニター+後方カメラ1台+左側方カメラ1台)は、車両1台につきモニターと後方カメラ及び側方カメラの取得価格総額の1/2(上限60,000円)を助成する。

(装置の装着)

第6条 助成金の対象となる装置は、当該助成金の交付を申請する日の属する会計年度の2月末日までに装着を完了し、支払いが終了するものでなければならない。

(実績報告及び助成金の請求)

第7条 実績の報告は、装置の装着が完了した日から一ヶ月以内に次の①～⑤の書類を添付し、2月末日までに提出しなければならない。

- ① 様式1「安全装置等導入促進助成事業実績報告書（助成金交付請求書）」
- ② 様式2「安全装置等導入促進助成金申請内訳書」
- ③ 装置装着に支払った「領収書（写）」もしくは「リース契約書（写）」
- ④ 装着車両の「自動車検査証（写）」
- ⑤ 取付装置の型式等が記載された「取付証明書（自由様式）」（上記③もしくは請求書に型式が明記されている場合は不要）

なお、次に定める機器の導入については、次の書類を併せて提出する。

1 側方視野確認支援装置の導入

- ① 左側方カメラを装着したことが確認できる写真。
- ② 新たに側方視野確認支援装置のみを導入した場合（モニター+左側方カメラ1台）は、モニター装着を証明する「領収書（写）」。

2 IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器の導入の場合は、「Gマーク認定証（写）」。

3 国の補助金対象である装置を導入する場合、国の補助金交付申請を行わない（行っていない）ことを証明する書類「誓約書」。

(助成金の交付)

第8条 協会は、前条の安全装置等導入促進助成事業実績報告書（助成金交付請求書）の提出があったときは、速やかにその報告を審査し、その報告に係る事業の実施結果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、事業者に対して、助成金を交付する。原則として、この報告書の到着月の末日締、翌月10日支払いとする。

(財産処分の制限)

第9条 事業者は、交付対象となった装置が装着の日から起算して下記の期間を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保（以下「処分」という。）に供してはならない。但し、あらかじめ協会の承認を得た場合はこの限りではない。

- 1 後方視野確認支援装置 1年
- 2 側方視野確認支援装置 1年
- 3 呼気吹込み式アルコールインターロック 1年
- 4 IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器 1年
- 5 後付け衝突防止補助装置 1年

(その他必要な事項)

第10条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、協会が別にこれを定める。

(附則)

第1条 本要綱は令和元年5月14日より適用する。